

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



しゃがいふくしほうじん  
社会福祉法人が提供  
する介護サービス利  
用料を軽減します

市に申し出があった社会福祉法人が提供する、在宅と施設の介護サービス利用料を軽減します。申請により交付する「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を法人にご提示ください。現在お持ちの「確認証」は6月30日(月)で期限が切れますので、再度申請が必要です。詳しくは、介護保険課企画給付担当へ。☎(866)2069

**対象者1**▼次の項目すべてを満たし、収入や世帯状況などから生計が困難であると認められたかた

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)以下
- ・預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下
- ・日常生活に使っている資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力がある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

**対象者1の対象サービス**(④以外は介護予防サービスを含む)▼

◆在宅：①訪問介護(ホームヘルパー)、②通所介護(デイサービス)

ス)、③短期入所生活介護(ショートステイ)、④夜間対応型訪問介護、⑤認知症対応型通所介護、⑥小規模多機能型居宅介護

◆施設：特別養護老人ホーム

「対象者1」の軽減割合▶対象サービスすべての利用者負担額の25割(高齢福祉年金受給者は50割)

**対象者2**▼生活保護の受給者

「対象者2」の対象サービスと軽減割合▶短期入所生活介護(在宅)と、特別養護老人ホーム(施設)の居住費(滞在費)の全額

●申し込み 介護保険課市役所福祉棟2階にある申請書と課税状況の調査への同意書、収入状況等申告書に必要事項を書いて、医療保険証、収入・資産・預貯金や扶養状況を確認できる書類などと一緒に同課へ提出してください(同意書には世帯全員の同意と押印が必要)

かいごほけんしせつ  
介護保険施設の  
居住費と食費(短期入  
所含む)を軽減します

施設サービスなどを利用する場合の居住費(滞在費)や食費には所得状況に応じた自己負担の上限があります。申請により交付する「介護保険負担限度額認定証」を利用施設に提示すると、下表のとおり自己負担額が軽減されます。

利用者負担の段階	居住費の上限額(月額)			食費の上限額(月額)
	ユニット型個室	ユニット型標準個室 従来型個室	多床室	
① ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・生活保護受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
② 課税年金収入と他の所得の合計が年間80万円以下のかたで、世帯全員が市民税非課税	820円	490円 (420円)	320円	390円
③ 世帯全員が市民税非課税で、上記の①②に該当しないかた	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
④ 上記以外のかた	施設が定める額(認定証の交付なし)			

\* ( )内は特別養護老人ホームや短期入所生活介護施設の従来型個室の額。

現在お持ちの「認定証」は6月30日(月)で期限が切れますので、再度申請が必要です。

**対象施設**▶特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護施設(介護予防サービスも)、短期入所療養介護施設(介護予防サービスも)

\*グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外。

**申請方法**▶介護保険課(市役所福祉棟2階)、河辺・雄和の各市民サービスセンターの窓口にある申請書を提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、電子申請もできます。申し込みは6月30日(月)まで

●問い合わせ 介護保険課保険料担当 ☎(866)2069

ちゅうしんしがいち  
中心市街地にぎわい  
創出イベントにぎわい

北部市民サービスセンターの臨時休館▶設備点検のため、6月14日(土)午前9時~正午(予定)に休館します。自動交付機も利用できません。ご了承ください。☎(845)2261  
\*子育て交流ひろばは、午後1時に閉館します。

中心市街地活性化のために、自主的に継続して開催する新規のにぎわい創出イベントに対して、事業費の一部を助成します。

申請は1団体につき1件。助成の上限は100万円、申請団体によるプレゼンテーションの公開審査会で決定します。審査会は、7月4日(金)にアルヴェで開催予定です。

**対象**▶秋田駅周辺から大町、通町、川反にかけて地域で開催する新規のイベント

●申し込み 企画調整課にぎわい創出担当(市役所3階)にある申請書に必要事項を記入の上、直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。申し込みは6月23日(月)(必着)まで。☎010-8560 秋田市企画調整課 ☎(866)2156

## 後期高齢者医療保険料

### ■特別徴収額の仮徴収額の平準化額計算式

- ・(前年度の年間保険料額)÷6回=①(100円未満は切り捨て)
- ・{①×3回-(4月の特別徴収額)}÷2回=②(100円未満は切り捨て)
- ・②の額を6月と8月のそれぞれの特別徴収額とする

### ■平準化の方法(金額は参考例)

平準化前

平成25年度(保険料39,700円)						平成26年度(保険料39,700円)					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
600円	600円	600円	12,700円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円	12,600円	700円	600円	600円

仮徴収額は25年度2月と同額



上記の平準化額の計算式にあてはめると、平準化後の6月・8月の金額は3,600円になります。

仮徴収と本徴収の偏りをなくすため平準化

平準化後

平成26年度(保険料39,700円)					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,600円	3,600円	3,600円	6,700円	6,600円	6,600円

後期高齢者医療保険料の特別徴収額を平準化します

後期高齢医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。収入の変動などで仮徴収額と本徴収額の差が

大きい場合は、このまま今年度の仮徴収を行うと、仮徴収額と本徴収額に偏りが生じます。

そのため、1年間を通じて保険料額が均等になるよう6月と8月の特別徴収額を調整(平準化)します(上の表参照)。対象となるかたへ、通知書を6月上旬に郵送します。

なお、口座振替や納付書で納付しているかたはこれまでと変わりません。

対象▶後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付されているかた

\*4月の仮徴収額と平準化実施前後の6月(8月も同額)の保険料の差が千円未満の場合は対象になりません。

●問い合わせ 後期高齢医療課

☎(866)2513

各種調査にご協力を  
お願いします



### ■第7回世帯動態調査

(泉釜ノ町地区世帯の一部が対象)

世帯動態調査は、世帯の変化の実態と要因を明らかにするための調査です。

調査日は7月1日(火)。調査員証を持った調査員が、6月中旬から対象世帯へ調査票の配付に伺いますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 保健総務課

☎(883)1170

### ■平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査(事業所が対象)

経済センサス基礎調査・商業統計調査は、全国の事業所の事業内容・規模などを調べ、産業構造などを分析するための調査です。

調査日は7月1日(火)。調査員証を持った調査員が、6月中旬から各事業所へ調査票の配付に伺いますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 情報統計課調査統計担当 ☎(866)1964

### ファミリーサポート・センターの協力会員を募集

秋田市ファミリーサポート・センターの利用会員が急な用事の際に、お子さんを預かったり、保育園のお迎えをするなど、子育てをサポートしてくださる協力会員を募集します。

20歳以上のかたが対象。子どもの栄養と食生活、子どもの遊びなどを学ぶ次の講習を受けてください。受講無料。全日受講が望ましいですが部分受講も可能です。

講習日時▶7月2日(水)8日(火)9日(水)10日(木)、午前9時30分〜午後4時30分

会場▶アルヴェエ4階洋室C

●申し込み・問い合わせ 秋田市ファミリーサポート・センター

☎(887)5336

### ボランティア活動助成金をご利用ください

市内で1年以上の活動実績と年5回以上の活動を行っている会員10人以上のボランティア団体に、活動費の助成金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

申請締切▶7月3日(木)

●問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(862)7445

### 北部墓地(飯島)と河辺墓地の使用者を募集

北部墓地と河辺墓地の募集数、永代使用料など、詳しくは生活総務課へお問い合わせになるか、広報あきた4月18日号6ページをご覧ください。

対象▶次の項目をすべて満たすかた

- ・市内に住所または本籍がある
- ・市内に住所があり、独立した生計を営む保証人を届出できる
- ・遺骨がありながら墓地がなく寺院や自宅に保管している、または改葬(現在の墓地から遺骨をすべて移すこと)を希望する

受付日時▶12月26日(金)までの平日、午前8時30分〜午後5時15分(予定区画数になり次第終了)

受付窓口▶生活総務課(市役所分館3階) ☎(866)2074